

2025 年 10 月 1 日

各 位

株式会社三十三銀行

三重県信用保証協会との提携商品に関する覚書の締結について ～「三十三サステナブル経営推進保証」の取扱開始～

株式会社三十三銀行（頭取：道廣 剛太郎）は、三重県信用保証協会（会長：稲垣 清文）と提携商品に関する覚書を締結し、2025 年 10 月 1 日（水）より提携融資商品「三十三サステナブル経営推進保証」の取扱いを開始致しますので、下記の通りお知らせ致します。

本商品は、サステナブル経営に向けて取組みをしている、または今後取組む予定がある、事業先のお客さまを対象とし、当行が金融面から持続可能な社会の実現に向けたサポートを行っていくものです。

商品の詳細につきましては、当行ホームページまたは店頭にてご確認ください。

記

1. 覚書の概要

目的	サステナブル経営に向けて取組みをしている、あるいは取組む予定がある中小企業・小規模事業者様に対し金融支援を行うことで、県内中小企業者等の持続的発展や成長が図られます。
締結日	2025 年 9 月 30 日（火）

2. 商品概要

商品名	三十三サステナブル経営推進保証（三重県信用保証協会提携制度）
目的、特長	・サステナブル経営に注目が集まる中で、地域の中小企業者に対して取組みを支援することで、持続的発展・成長に資することを目的とします。 ・サステナブル経営に向けて取組みをしている、または今後取組む予定がある中小企業者を金融面から持続可能な社会の実現に向けた取組みをサポートします。
対象先	・企業価値向上と持続可能な社会の実現を目指し、サステナブル経営達成に向けた取組みをしている、または取組む予定の事業先。 ・同一事業の業歴が 2 年以上かつ 2 期以上の決算を行っている事業先。（個人事業主は青色複式申告者に限る） ・一定の財務要件を満たす事業先。
資金使途	運転資金、設備資金 ※借換資金不可
お借入限度額	2 億 8,000 万円（無担保保険 8,000 万円、普通保険 2 億円）
融資期間	運転資金 10 年以内 設備資金 20 年以内（いずれも据置期間 2 年以内可）
金利	当行所定金利（固定金利または変動金利）
返済方法	毎月元金均等返済
取扱期間	2025 年 10 月 1 日～2028 年 9 月 30 日

※本商品のご利用にあたっては、当行及び三重県信用保証協会所定の審査がございます。

3. 覚書披露式の模様（2025 年 9 月 30 日）



以 上

[お問い合わせ先]

担 当	営業企画部	北村・谷口	059-354-7120
-----	-------	-------	--------------